

第9次ひたちなか市行財政改革大綱

令和2年2月

ひたちなか市行政改革推進本部

目 次

第 1	行財政改革の必要性	1
1	本市の財政状況	1
2	地方分権改革の進展	2
3	市民との協働によるまちづくり	2
4	行財政改革の必要性	2
第 2	行財政改革の基本的な考え方	3
1	これまでの行財政改革の取組	3
2	本市を取り巻く環境の変化	3
3	第 9 次行財政改革大綱の基本的な考え方	4
4	第 9 次行財政改革大綱の基本理念	4
5	第 9 次行財政改革大綱の 4 つの重点事項	4
第 3	推進期間	5
第 4	策定の体制	5
第 5	実施計画の策定	6
第 6	行財政改革の成果の公表	6

第7 個別推進課題	7
重点事項1 将来に向けた行政サービスの再構築	8
重点事項2 時代の変化に柔軟に対応する協働のまちづくりの推進	18
重点事項3 安全で住みやすい都市基盤の強化	26
重点事項4 自立的で持続可能な財政基盤と効率的な行政運営の確立	35
資料	44

第1 行財政改革の必要性

1 本市の財政状況

本市では、これまで重点的に取り組んできた学校施設の耐震化事業が完了し、今後は老朽化が進む公共施設の整備や統合校建設事業、見直し後の土地区画整理事業の推進、雨水排水等の都市基盤整備、さらには佐和駅東西自由通路・駅舎橋上化事業、ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸、中央図書館の建て替えといった本市の将来の発展に欠かせない主要施策が多く控えている状況にあります。

このような中で、本市の財政状況を見ると、平成30年度一般会計の決算に基づく主な財政指標では、実質公債費比率が9.3%（前年度比+0.1ポイント）、将来負担比率は50.4%（前年度比+3.4ポイント）、経常収支比率が95.9%（前年度比+5.9ポイント）と、それぞれ上昇したところです。

今後の財政収支見通しについては、歳入では、大部分を占める市税はほぼ横ばいで推移することが見込まれる一方、歳出面では今後の大型事業実施のための財源の確保が必要となっています。計画的に積み増しを図ってきた財政調整基金※や市債管理基金※を活用し、当面の財政需要に応えることは可能ではあるものの、短期かつ集中的な財政負担により、基金残高は減少していくものと予測されます。

歳入確保のために引き続き企業誘致や産業振興等に取り組んでいきますが、これらの取組みが効果をあげるには相応の時間を要することが見込まれます。

このような中期的な状況の見通しのもと、一層気を引き締めた財政運営が求められるところであり、事業の効率化、重点化を推進していく必要があります。

※実質公債費比率…地方債の返済額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。家計にたとえると、年収に対するローンの返済額の割合を示すもの。

※将来負担比率…標準財政規模に対する自治体が将来負担すべき債務の割合。負担額が標準財政規模の何年分かがわかり、家計にたとえると、給与年収に対して何年分の借金があるのかというもの。

※経常収支比率…自治体の財政構造の弾力性を示すもので、税収などの経常一般財源に占める人件費や公債費などの義務的な支出の割合。

※財政調整基金…地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

※市債管理基金…地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

2 地方分権改革の進展

国においては、これまで地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する義務付け・枠付けの見直し等が進められてきました。平成26年6月には「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)が公布され、地方分権改革推進委員会の勧告のうち残された課題について、国から地方への事務・権限の移譲が進められ、一通りの検討が完了したとされています。

現在では、地方の発意に応じた改革を推進するため、委員会勧告に替わり個々の地方公共団体から全国的な制度改正の提案を広く募集し、国の責任において実現に向けた検討を行う「提案募集方式」が導入されています。これにより、自治体が自らの地域の実情を踏まえた提案をすることで国が定めた制度を変えていくことが可能となり、地方分権改革は新たな局面を迎えています。

3 市民との協働によるまちづくり

本市では、平成22年に「自立と協働のまちづくり基本条例」が市民参画のもとにつくられ、市民、行政、議会による協働のまちづくりが進められております。地域においては自治会やコミュニティ組織などが形成され、「まちづくり市民会議」を通じて、市民と行政が適切な役割分担を図りながら、地域の課題解決に向けた議論や活動が活発に行われています。また、各コミュニティ組織では、地域活動や生涯学習の拠点となるコミュニティセンターを運営し、お祭りや運動会など地域の特性を生かした活動を行っています。

一方では、少子高齢化や核家族化の進行とともに、人と人とのつながりの希薄化が進んでおり、日常における高齢者の見守りや子育てに不安を感じる親の支援など、これまでは地域の中で解決されてきたことも、社会構造の変化に伴い新たな課題として対応が求められています。

これらの課題は、行政だけでは十分な対応が困難であることから、地域の方々との連携を密にしながら、適切な役割分担のもとに解決策を探っていく必要があります。

4 行財政改革の必要性

このような状況の中、第3次総合計画に掲げる将来都市像の実現に向け、限られた財源を効果的・効率的に活用し、本市の発展に欠かせない主要施策を着実に推進しなければなりません。そのためには、今後も安定して持続可能な財政基盤を確立し、多様化する市民ニーズを的確に捉えた質の高い行政サービスの提供、これらを担う人材育成と機能的な組織の構築など、継続して行財政改革に取り組む必要があります。

第2 行財政改革の基本的な考え方

1 これまでの行財政改革の取組

本市においては、平成8年に「ひたちなか市行政改革大綱」を策定してから、市長を本部長とする「ひたちなか市行政改革推進本部」の進行管理のもと様々な改革課題に取り組み、一定の成果を挙げてきました。

これまでの主な取組としては、職員数の削減や職員手当等の抑制による人件費の削減、公立保育所や地域包括支援センターなどこれまで市が担ってきた機能の民間委託や民営化、住宅・都市サービス公社や土地開発公社など多額の債務を抱えた外郭団体の清算、そして土地区画整理事業など事務事業の見直しが挙げられます。

また、本市の行財政改革においては、これら経費の節減に重点を置いた取組だけでなく、多様化する市民ニーズや行政課題を見極め、必要な対応を行うことで住民サービスを向上させる取組も同時に進めており、平成24年度に策定した「第7次ひたちなか市行財政改革大綱」では、これを「質の改革」と定義しています。

2 本市を取り巻く環境の変化

これまで本市は、市民と市の協力のもと自立と協働のまちづくりを進めてきました。しかし、高齢化や核家族化の進行に伴う地域活動の担い手不足などにより、地域の安全安心を守る活動などこれまで協働により実施してきたことが将来的には困難となることが想定され、それに応じて市に求められる役割が変わることも考えられます。

本市の財政状況に目を移すと、これまでの積極的な歳出削減の取組みの結果、既存事業のうち大幅な見直しが必要なものについては、概ね見直しが完了又は見直しの方針が決定したと言える状況となりました。しかし、今後本市の将来の発展に必要な事業が短期的に集中するため、財政面では厳しい状況が続くことが予想されます。

また、昨今では民間企業だけでなく地方自治体においてもA I※やR P A※の導入による業務効率化の取組が急速に進んでおり、市民サービスの向上や行政課題の解決等に資するサービス創出のために活用されることが期待されているところです。本市においても新しい技術を活用した業務の効率化や市民サービス向上の取組について検証する必要があります。

※A I (Artificial Intelligence) …人間の脳が行う知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアシステム。具体的には、人間の使う自然言語を理解したり、論理的な推論を行ったり経験から学習したりするコンピュータプログラムなどのことをいう。

※R P A (Robotic Process Automation) …人間が行うキーボードやマウス等の端末操作を自動化する技術。人間がパソコン上で行う定型作業をルールに基づいて自動化でき、単純な事務業務をルールどおりに実行することができる。

3 第9次行財政改革大綱の基本的な考え方

第9次行財政改革大綱では、財政基盤の確立と市民との協働を推進するこれまでの基本理念を承継しながら、変化を続ける社会において市に求められる役割を的確に把握することで、柔軟かつ適切な行政運営を目指す改革に重点的に取り組みます。

そのため、第8次行財政改革の実施計画として位置付けられ、計画期間に完了していない事業のうち、事業執行のための計画が完成し計画のもとに執行される見通しとなった事業や課題解決のために継続して実施する事業手法の確立した事業等は、第9次大綱の実施計画の対象とせず、総合計画の実施計画や中期財政計画などで進行管理するものとします。

4 第9次行財政改革大綱の基本理念

少子高齢化の進行、人口減少社会の到来など、わが国全体に及ぶ大きな変化の中で、国・地方ともに対策が求められており、今後、大きな社会の変革期を迎えることが予想されます。

このような中で、市民に身近な基礎自治体として、常に変化する社会情勢に柔軟に対応し、将来にわたって市民のニーズに即した行政サービスを提供し続けるためには、将来を見据え、自立的な行政運営を可能とする行財政基盤を築く必要があります。本計画では、基本的な考え方をもとに、常に新たな発想を取り込みながら、ひたちなか市をよりよい形で次代へ引き継ぐ「未来」への投資が実現できる安定した行財政基盤を構築するために、第9次行財政改革大綱の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

時代の変化に対応し将来を見据えた行財政運営の推進

5 第9次行財政改革大綱の4つの重点事項

基本理念をふまえた次の4つの重点事項を設定し、改革に取り組みます。

重点事項1 将来に向けた行政サービスの再構築

市民に最も身近な基礎自治体として、市民の視点に立った行政サービスを将来にわたって継続的に提供できるようにするため、既存の手法を見直し、再構築するなどして事業を推進します。

重点事項2 時代の変化に柔軟に対応する協働のまちづくりの推進

将来を見据え、地域におけるさまざまな課題を克服するためには、自治会をはじめとした市民との協働が欠かせません。一方、高齢化等による地域活動の担い手不足など、地域の抱える課題も変化しています。そういった時代の変化に対応し、行政として求められる役割を的確に把握しながら、まちづくり市民会議の活性化や自治会活動の支援など、市民と協働のまちづくりを推進します。

重点事項3 安全で住みやすい都市基盤の強化

人口減少という我が国共通の課題があるなかで、将来にわたって本市が存続していくためには、ここに住みたい、住み続けたいと評価される地域である必要があります。そのためには道路、公園などの都市設備や、災害時の備えなど安全で住みやすいまちの基本となる都市基盤を、計画的・効率的に整備していきます。

重点事項4 自立的で持続可能な財政基盤と効率的な行政運営の確立

社会経済情勢の変化に対応しながら、様々な行政サービスを継続していくためには、施策の実現を支える財政基盤が必要です。歳入の基本となる市税収納率の向上に継続的に取り組みながら、積極的な歳入の確保に取り組みます。また、社会経済情勢の変化のなかで、喫緊の課題に即応していくためには、市役所と組織も常に成長することが重要です。新たな行政需要に対応できる組織体制を構築するとともに、常に新たな発想で率先して対応できる職員の育成に努めていきます。

第3 推進期間

第9次行財政改革大綱の推進期間は、令和2年度を初年度とし、令和4年度を目標年度とする3年間とします。

第4 策定の体制

行財政改革大綱は、市長を本部長とする行政改革推進本部により策定します。また、策定にあたっては、市民の代表で構成された行政改革推進委員会の意見を反映するとともに、パブリック・コメント※を実施して広く市民の意見を参考にします。

※パブリック・コメント…市の計画や条例等の案を事前に公表し、市民の意見を聞き、意見と意見に対する市の考え方を公表するとともに、その意見を考慮して最終案を作り上げていく一連の手続。

第5 実施計画の策定

行財政改革の基本理念に基づく重点事項を設定し、実施計画を策定します。実施計画は、目標とする水準を明確にし、進捗状況や効果がわかりやすい計画とします。

第6 行財政改革の成果の公表

行財政改革の実施計画は、情勢の変化に応じて見直しを行い、毎年度の進捗状況を実績として公表します。また、第9次行財政改革大綱の推進期間終了後に3か年の実績を市報・市公式ホームページ等により公表します。

第7 個別改革課題

個別改革課題一覧

重点事項	No	改革課題	担当課
1 将来に向けた 行政サービスの再構築	1	公共交通体系の確立（ひたちなか海浜鉄道支援）	企画調整課
	2	公共交通体系の確立（コミュニティ交通の充実）	企画調整課
	3	子ども子育て支援の推進	児童福祉課
	4	計画的な保育所の整備	児童福祉課
	5	保育士の確保	児童福祉課
	6	ごみ減量化事業の推進	廃棄物対策課
	7	公立幼稚園再編拠点化の推進	教委総務課
	8	小・中学校の規模及び配置の適正化	教育委員会
	9	新中央図書館整備による機能向上	中央図書館
	10	放課後学童クラブ運営の充実	青少年課
2 時代の変化に柔軟に 対応する協働の まちづくりの推進	11	まちづくり市民会議への支援	市民活動課
	12	存続可能な自治会活動の支援	市民活動課
	13	空き家の有効活用の促進	市民活動課
	14	審議会等委員への女性委員の登用	女性生活課
	15	避難行動要支援者支援制度の支援体制の構築	生活安全課
	16	小地域ネットワーク事業の推進	高齢福祉課
	17	耕作放棄地の抑制	農政課
	18	海岸の通年利用の促進	観光振興課
3 安全で住みやすい 都市基盤の強化	19	災害時の物資備蓄拠点整備	生活安全課
	20	空き家の発生抑制	市民活動課
	21	中丸川流域における浸水被害軽減プランの推進	河川課
	22	下水道事業経営の健全化	下水道課
	23	都市計画道路網の再構築	都市計画課
	24	公園空白地区への街区公園整備	公園緑地課
	25	土地区画整理事業の推進	区画整理事業所
	26	災害時の応急給水体制の強化	水道事業所
	27	耐震性の高い配水管への更新	工務課
4 財政基盤と効率的な行政運営の確立	28	ひたちなか地区への企業誘致促進と茨城港常陸那珂港区の利用促進	企画調整課
	29	市職員へのマーケティング思考の定着	企画調整課
	30	新たなICTの導入による市民サービスの向上	情報政策課
	31	市税収納対策の推進	収税課
	32	市民ニーズに迅速・的確に応えられる人材の確保・育成の推進	人事課
	33	効率的な組織の構築と事務の効率化の推進	人事課

重点事項 1 将来に向けた行政サービスの再構築

No 1	重点事項 1 将来に向けた行政サービスの再構築		
改革課題	公共交通体系の確立 (ひたちなか海浜鉄道支援)	担当課	企画調整課
現状・課題	<p>自動車運転免許所持者が大量に高齢期を迎え、高齢運転者による交通事故の多発が社会問題となっている。運転免許証の自主返納を促す取り組みを進める中、公共交通体系の維持、拡充が課題となっている。</p> <p>本市の基幹交通の一つと位置付けている「ひたちなか海浜鉄道湊線」は、平成 29 年度に年間利用者数が 100 万人を越えたが、その後はほぼ横ばいの状況にあり、今後、人口減少の影響により経営の悪化が予想されている。</p> <p>地方公共交通の維持を目的として、国、県、市の協調のもとに海浜鉄道が行う安全性向上のための設備投資を補助しており、継続して安全な運行を支援する必要がある。</p> <p>また、将来に向けて経営を安定させ、海浜鉄道の運行を維持するために、延伸事業を実施し収益の向上を図る必要がある。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○安全性向上のための設備投資補助による支援の継続 ○市長会や県央地域首長懇話会などを通じた、国・県に対する安定的な支援の要請 ○ひたちなか海浜鉄道湊線の国営ひたち海浜公園西口への延伸 		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車を持たない子供や高齢者などが安心して利用できる移動手段の維持・確保 ○交流人口※拡大による沿線地域の活性化 		
目標	指標	現状（平成 30 年度）	目標（令和 4 年度）
	利用者数	1,007,138 人	1,286,000 人

※交流人口…外部からある地域に何らかの目的で訪れる人口のこと。定住人口に対する概念。ここでいう目的とは、観光、通勤、通学、ショッピング、レジャー、スポーツ、アミューズメントなど幅広い訪問動機を含む。

No 2

重点事項1 将来に向けた行政サービスの再構築

改革課題	公共交通体系の確立 (コミュニティ交通の充実)	担当課	企画調整課
現状・課題	<p>本市の生活交通と位置付けている「スマイルあおぞらバス」は、平成18年に運行を開始し、路線改編やダイヤの改正、停留所の増設などに継続して取り組んできた。平成30年度現在、小型バス5台、ワゴン車3台により、市内8コースを運行しており、合計で年間193,344人の利用者を数えている。</p> <p>引き続き、利便性の向上と利用促進を図るとともに、老朽化した車両を計画的に更新するなど、安全で安定した運行を維持する。</p> <p>また、バス停までの移動が困難な高齢者は今後益々増加すると予想されることから、コミュニティバスを補完する日常生活の移動支援について検討する必要がある。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○スマイルあおぞらバスの路線改編やダイヤ改編、停留所の見直しや増設 ○小・中学生無料月間の設定などによる公共交通のPRや利用促進 ○老朽車両の計画的な更新による安全・安定運行の維持 ○乗合型デマンドタクシーなど本市に合った移動支援策の検討 		
期待される効果	公共交通体系の維持、拡充による市民の利便性向上		
目標	指標	現状（平成30年度）	目標（令和4年度）
	スマイルあおぞらバス 利用者数	193,344人	203,800人

改革課題	子ども子育て支援の推進	担当課	児童福祉課
現状・課題	<p>平成 27 年度からの 5 カ年を計画期間とする、子ども・子育て支援事業計画に基づき、新たな子育て支援センターの整備や、子育て支援コーディネーターを活用した地域の子育て活動の支援など、これまで子育て支援を計画的に推進してきた。計画に掲げる 8 つの重点施策のうち 7 つは未就学児に係る施策であり、計画期間内に全ての施策を達成し、未就学児への子育て支援は一定の成果を挙げたものと考えている。一方、就学後の児童への施策については、那珂湊児童館や子どもふれあい館の利用も伸び悩むなど、今の時代にあった施策につなげていく必要がある。</p> <p>今後は、令和 2 年度からの 5 カ年を計画期間とする新たな計画を推進する中で、マーケティングの手法も活用し、子育て世代のニーズを明らかにしながら、課題解決に取り組んでいく。</p>		
取組内容	<p>○令和 2 年度からの 5 か年を計画期間とする第 2 期子ども・子育て支援事業計画（仮称）について、適宜子ども・子育て審議会に諮りながら、計画的に推進していく。</p> <p>○未就学児に係る子育て支援については、子育て支援センター「ふぁみりこ」を拠点として、引き続き施策の充実に取り組んでいく。</p> <p>○就学後の児童への施策については、ライフスタイルの多様化など、子どもを取り巻く環境の変化やそのニーズを明らかにし、必要な施策を推進していく。</p>		
期待される効果	子どもを産み育てやすい環境の充実		
目標	指標	現状（平成 30 年度）	目標（令和 4 年度）
	子育て世代に選ばれるまちの実現	未就学児への子育て支援は一定の充実が図られた	就学後の児童への施策の充実

改革課題	計画的な保育所の整備	担当課	児童福祉課
現状・課題	<p>平成 20 年度には 2,417 人だった保育所入所者数が，平成 30 年度には 2,794 人になるなど，保育需要の増大に対応するため，佐野保育所の代替となる保育所を含め，平成 30 年 4 月に新たに 2 つの保育所を開設し，保育需要の受け皿整備に取り組んだ。しかし，子供の数が減少する一方で，保育所の入所希望者数は想定より多く推移している。女性の就業率の上昇や保育料無償化など，今後も保育需要が増える要素はあるが，少子化も確実に進行しており，将来的に保育が過剰供給とならないよう，計画的な保育所の整備に取り組む必要がある。</p> <p>【実績】</p> <p>①定員数 H29 年度 2,705 人 → H30 年度 2,835 人※公立・私立合計</p> <p>②施設数 H29 年度 公立 5，私立 17→H30 年度 公立 4，私立 19</p>		
取組内容	<p>○高野幼稚園跡地を活用して 0 歳から 2 歳児までを対象とした「小規模保育所」を開設し，増加傾向にある低年齢児向けの保育を実施する。</p> <p>○施設の老朽化と狭隘化により受入れに支障が生じている東石川保育所の建替えにより定員の拡大を図る。</p>		
期待される効果	<p>保護者のニーズに合った保育を提供することにより，子育て世代が安心して働くことができる</p>		
目標	指標	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 4 年度）
	認可保育所数	公立 4 私立 19	公立 4 小規模保育所 1 私立 19

改革課題	保育士の確保		担当課	児童福祉課
現状・課題	<p>近年、保育需要の増大により保育士の人材不足が深刻化しており、不足する保育士を確保するため、保育園見学ツアーや就職相談会を実施して人材発掘に取り組んできたが、保育士不足により一部保育園が受入人数を制限せざるを得ない状況である。</p> <p>待機児童の解消に向けて全国的に保育所の新規開設が進む中、当面の間保育士不足が解消される見込みは薄いため、引き続き保育士の確保につとめる必要があるが、保育士確保にあたっては、人間関係や休暇取得、勤務時間の改善など就職・復職を目指す保育士が働きやすい職場づくりを進める必要がある。</p>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○保育士の市内就労を促進するため、保育所見学ツアーや職場体験講習会、就職相談会の開催により保育現場への不安解消を図るとともに、さまざまな機会をとらえて市内保育園の魅力を積極的に発信し人材確保を図る。 ○保育士が希望する時間で働けるよう、多様な働き方の導入について検討する。 ○保育士が働きやすい職場づくりを進めるため、事務作業のICT化（タブレット端末による園児管理や保育記録の作成等）を推進する。 			
期待される効果	保育士不足の解消による保育環境の充実			
目標	指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）	
	保育士が働きやすい職場環境の実現	保育士に、仕事に対する不安や負担感がある	保育士が安心して働ける環境を整える	

改革課題	ごみ減量化事業の推進	担当課	廃棄物対策課
現状・課題	<p>資源循環型のまちづくりを目指し、ごみの排出抑制や資源化を中心としたごみ減量化に取り組んでいる。市の年間ごみ排出量は減少傾向が続いているものの、分別や生ごみの水切り等、今後も減量の余地はあると考えられる。</p> <p>今後も更なるごみ減量化に向け、各種施策を展開する必要がある。</p>		
取組内容	<p>○すでに前計画の目標を達成しているため、あらたな数値目標を設定し、計画的なごみ処理のために、ごみ処理基本計画を改定する。</p> <p>○資源回収事業の推進・アパートへの分別パンフレットのポスティングを強化・市政ふれあい講座による地域への啓発等を行う</p> <p>○廃食用油のBDF※化については、回収量に対してBDFの消費が少ないことから、今後の在り方について検討する。</p> <p>○分別・生ごみの水切りや食品ロスなどの啓発を行う。</p>		
期待される効果	環境負荷の少ない資源循環型社会の形成		
目標	指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
	市民1日1人当たりのごみ排出量	1,038g	1,034g

※BDF…バイオディーゼル燃料の略。可燃ごみとして捨てられることが多い廃食用油を回収・精製し得られたバイオディーゼル燃料をごみ収集車等の公用車等の燃料として再利用する取り組みを行っている。

改革課題	公立幼稚園再編拠点化の推進	担当課	教育委員会総務課
現状・課題	<p>公立幼稚園の園児数の減少に伴い、公立幼稚園が果たすべき役割を明確化し、適正な規模での望ましい幼児教育を実施するため、平成29年5月に「ひたちなか市立幼稚園再編計画」を策定し、令和2年度末までに6園を閉園し、最終的に4園（佐野，東石川，那珂湊第一，那珂湊第三）が拠点園となり、公立幼稚園の果たすべき役割を担っていくという方針が決定した。</p> <p>再編後は、公立幼稚園の果たすべき役割としてインクルーシブ教育，特別支援教育の強化，幼児教育の研究・実践等を推進し，魅力ある公立幼稚園を目指していく必要がある。</p> <p>また，令和元年10月から，幼児教育・保育の無償化が実施された。少子化や核家族化の進行などの家庭環境や社会環境の変化に伴い，幼児教育施設に預ける子供の年齢が若年化するとともに，生涯にわたる人格形成の基礎を培う3歳児保育の重要性が高まっている。</p>		
取組内容	<p>○令和元年度末に5園（勝倉，市毛，高野，那珂湊二，平磯幼稚園）を閉園し，令和2年度末に磯崎幼稚園を閉園する。</p> <p>○再編後の公立幼稚園の果たすべき役割として，幅広い幼児教育の研究・実践を推進し，その研究の成果を広く発信することにより，幼児教育の振興を図る。</p> <p>○心身の発達において重要な時期である3歳児に対する教育的効果を図るため，令和2年度から公立幼稚園において段階的に3歳児保育を実施する。</p>		
期待される効果	<p>○幼児教育の質の向上</p> <p>○多様化する市民ニーズに対応する幼児教育環境の確保</p>		
目標	指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
	公立幼稚園の再編拠点化（公立幼稚園数）	10園 （うち1園休園）	4園
	幼稚園関係者評価アンケート各項目で最上評価をした保護者の割合	12項目それぞれについて 65%以上	12項目それぞれについて 75%以上
	3歳児保育の実施園	0園	4園

改革課題	小・中学校の規模及び配置の適正化	担当課	教育委員会総務課・ 学務課・施設整備課・ 指導課
現状・課題	<p>【平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区】</p> <p>当該地区の学校規模の適正化を図るため、小中学校5校を統合し、令和3年度に小中一貫の義務教育学校を開校する。統合に向けた基本方針については、統合校整備等推進委員会の中に設置した5つの検討部会（施設設備、通学、学校運営、校名、跡地利用）において検討し、平成30年11月に「統合校基本構想」を策定した。</p> <p>基本構想に基づく具体的な事項について、地域の代表者、PTA会長、学校長で構成される「開校等準備委員会」およびPTA会長、教職員で構成される「PTA検討委員会」において協議を進めている。各委員会で協議した結果を踏まえ、小中一貫の義務教育学校の開校に向け、具体的な内容を定めた「実施計画」の策定を行う。</p> <p>【その他の地区】</p> <p>枝川小学校は、児童数が市内で最も少ない状況が続き、複式学級が常態化している。そのため、「ひたちなか市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」に基づき、学校の適正な規模を確保し、子どもたちにとってより良い教育環境を整えていく観点から、隣接地域の小学校との統合の方向性について、PTAなどとの合意形成に取り組んできており、引き続き、検討を進めていく必要がある。</p> <p>また、学区とコミュニティとの整合がとれていない地区などにおいては、児童生徒の就学状況や通学距離、地域性を踏まえ、市全体のバランスに留意しながら学区の見直しを図る必要がある。</p>		
取組内容	<p>【平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域、保護者、学校が統合校の開校等に向けた具体的な事項について、開校等準備委員会、PTA検討委員会において、引き続き協議を進める。 ○学校施設の建設工事の推進 ○登下校時の安全対策の推進（湊線の乗降時、通学路利用時） <p>【その他の地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者、地域、学校等との協議を行い、学校の適正規模・適正配置に向け、合意形成を図っていく。 		
期待される効果	<p>【平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区】</p> <p>当該地区の学校規模の適正化が図られ、より良い教育環境が実現する。</p> <p>【その他の地区】</p> <p>当該地区の学校の適正規模・適正配置により、より良い教育環境が実現する。</p>		
目標	指標	現状値（平成30年度）	目標（令和4年度）
	平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区 の義務教育学校の開校	・用地取得契約完了 ・実施設計完了	開校（令和3年度）

改革課題	新中央図書館整備による機能向上	担当課	中央図書館
現状・課題	<p>ひたちなか市立中央図書館は、昭和49年5月の開館から45年が経過し老朽化が進み、施設の規模や機能について、市民ニーズに応えることが難しくなっていることから、建替えについて総合的に調査、検討、協議等を進め、平成31年3月に「新中央図書館整備基本計画」を策定し、サービスや施設のあり方等を具体化した。</p> <p>今後は、魅力的な図書館の実現にきわめて重要な要素である整備地について、まちづくりの観点から引き続き総合的に選定を進めていく必要がある。また、子どもに遊びと学びを一体的に提供できるような複合施設の可能性を検討し、デザイン性に優れた質の高い設計を実現するため、プロポーザル方式により様々な提案を受けながら設計事業者を選定する。</p>		
取組内容	<p>○まちのシンボルともなる、ゆとりある魅力的な図書館を実現するため、プロポーザル方式により選定した事業者により、「新中央図書館整備基本計画」に定めるサービス方針等を具現化する施設設計に取り組む。</p> <p>○基本設計並びに実施設計完了の後、建設工事を実施し、でき得る限り早期の開館を目指す。</p>		
期待される効果	<p>○市民にとって立ち寄りやすく、利用しやすい図書館となり、来館者数が増加する。</p> <p>○市民の居場所づくりと交流・賑わいの創出が図られる。</p>		
目標	指標	現状値（平成30年度）	目標（令和4年度）
	新図書館の整備状況	「新中央図書館整備基本計画」策定	設計完了後、 建設工事着手

改革課題	放課後学童クラブ運営の充実		担当課	青少年課
現状・課題	<p>保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ることを目的に、小学1年生から4年生を対象に公立学童クラブを運営している。近年、共働き世帯の増加等社会情勢を背景に、放課後学童クラブの利用者は年々増加しており、令和元年10月現在公立と民間を合わせて約2,400人（うち公立は約1,800人）が学童クラブを利用している。</p> <p>専用室の確保など保育環境の整備や支援員の研修受講の推進などを計画的に進めるとともに、平成30年10月から保育料の有料化を実施している。また、令和元年度においては、夏季休業期間における保護者の負担を軽減するため、実費負担による希望児童への昼食の提供を実施した。さらに、より安全で効率的な学童クラブを運営するため、児童や支援員の入退室を一元的に管理するシステムの導入を推進している。</p> <p>今後も核家族化や女性の就業の増加が見込まれるなか、放課後学童クラブ運営の充実に取り組む必要がある。</p>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「公立学童クラブ運営方針」（令和元年度策定予定）に基づく学童クラブの運営を推進する。 ○放課後児童支援員の資格取得のための研修や、特別な対応を要する児童への対応方法を学ぶ研修等の受講を計画的に実施し、支援体制の充実を図る。 ○適切な需要量の見込みに基づき、専用施設の整備等に取り組むとともに、備品等の充実など、保育環境の向上を推進する。 ○長期休業期間中の昼食提供について、保護者のニーズを把握しながら、効果的な事業実施を図る。 ○学童クラブ保育料の徴収率の向上に取り組む。 			
期待される効果	支援体制の構築や保育内容の充実、環境整備等により、公立学童クラブの質の向上が図られ、児童の健全育成につながる。			
目標	指標	現状値（平成30年度）	目標（令和4年度）	
	放課後児童支援員の認定資格研修受講率	放課後児童支援員数84人中、受講者数65人＝受講率77.3%	放課後児童支援員数97人中、受講者数79人＝受講率81.4%	

重点事項2 時代の変化に柔軟に対応する協働のまちづくりの推進

No.11 重点事項2 時代の変化に柔軟に対応する協働のまちづくりの推進			
改革課題	まちづくり市民会議への支援	担当課	市民活動課
現状・課題	<p>まちづくり市民会議は、「自立と協働のまちづくり基本条例」のもと市内9つのコミュニティ組織すべてで立ち上がっている。地域の方々が参加し、自らの住む地域の課題について話し合い、自分たちの地域でできることは自分たちで取り組むものとし、地域と行政と議会が適切な役割分担のもと、課題解決に向けた取組を進めている。</p> <p>市民会議で協議し、行政との協働が必要と判断された課題については市に提案され、当該課題の関係各課と連携のもと課題解決に向けた支援を行っているケースもあり、成果が着実に表れている。しかし、地域により取組の内容や進捗状況に差が生じてきており、地域の特性を尊重しつつ、より自立的・継続的に取組を進めていくことが課題になっている。また、市民会議を含め地域活動全般において、担い手不足が大きな課題となっている。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域が会議のテーマ設定から課題解決まで主体的かつ効率的に取り組んでいけるような研修会を開催し会議運営の支援を行う。 ○各市民会議で取り組んでいるテーマや課題に関係する担当課職員の市民会議への積極的な参加を図る。 ○市民会議の取組状況を定期的に庁内で情報共有する。 ○各市民会議の運営主体であるコミュニティ組織で構成された「コミュニティ組織連絡協議会」の運営支援を行い、市民会議の運営主体間の情報交換の機会を設ける。 		
期待される効果	<p>市民と市がお互いに「自立」し、「協働」してまちづくりを進めることで、これまでのように行政主導でまちづくりの施策を策定・実施するのではなく、地域・行政・議会が適切な役割分担のもと市民自らがまちづくりの課題を発見し、解決に向け実践していくことが期待できる。</p>		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	市民ニーズに合ったまちづくり	—	市民会議からの提言の施策への反映

改革課題	存続可能な自治会活動の支援	担当課	市民活動課
現状・課題	<p>自治会は市民協働の理念のもと、防災・防犯をはじめとし、高齢者や子どもたちの見守り支援、環境美化運動など、まちづくりに欠かすことのできない活動主体として様々な地域活動に取り組んでいる団体であり、市としても支援を行っている。昨今、自治会活動の担い手不足が課題となり、自治会連合会と協働し、「存続できる自治会活動の在り方」について、それぞれの自治会長と情報共有・意見交換を行い、課題解決に向けた取組みを支援してきた。しかし、核家族化や単身世帯の増加に伴う若年層の未加入や、高齢者の中途脱会などにより地域活動の担い手が不足し、加入者への負担や役員等の責任が重くなり、自治会運営を継続していくことが困難な状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入世帯の減少 ・自治会活動の担い手不足 ・自治会役員の負担増加及び高齢化 ・運営資金不足 		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○加入促進策として、民間の企画力や技術力を活用した自治会活動ガイドブック及びチラシを作成し、あらゆる層へのコミュニティ参加や自治会加入を呼びかけ、加入促進を図る。 ○担い手育成策として、次世代の担い手となる小・中学生を対象に、自治会活動推進作品の募集を行い、家族や地域とのふれあいの中で、地域活動の重要性・必要性を理解する機会をつくる。 ○現在の自治会活動は多岐にわたり、その運営も複雑化しているため、各自治会との情報共有・意見交換や連携が重要になっていることから、自治研修懇話会を実施する。さらには自治会役員を対象にしたリーダー研修会において、役員の負担軽減策の成功事例の紹介など、無理なく参加可能な自治会運営方法の情報提供を行い、運営方法や活動の見直しを図るための支援をする。 ○財政支援策として、自治会連合会と協議・検討し、各種補助金の見直しを図り、安定的な自治会運営を支援する。 		
期待される効果	<p>スムーズな自治会加入促進が図れることにより、顔の見える関係・人とのつながりにより、地域力が高まる。「自分たちのまちは自分たちでよくしていこう」という住民自治意識の高揚と、誰もが安全に安心して暮らせる住みよい地域づくりの実現に繋がっていく。</p>		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	リーダー研修会参加者数	140人	249人 (83自治会×3人)

改革課題	空き家の有効活用の促進	担当課	市民活動課
現状・課題	<p>自治会集会所や高齢者・子育てサロンなどの地域における交流拠点として、空き家の活用が有効であることから、空家等対策計画に位置付け仕組みづくりを検討している。自治会長等へのアンケート結果により、地域における交流拠点の必要性が高いことを把握しているが、地域が抱える財政難・人材不足により、継続的な運営・維持管理をしていくことは困難であることが想定されるため、負担軽減及び人材確保が課題である。</p> <p>地域における交流拠点のほか、地域活性化に繋がる空き家の活用方法は多様に考えられること、また、交流拠点への活用数より空き家の増加数は大幅に上回ると想定されることから、支援対象とする活用方法を拡大するなど見直しが必要である</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家活用の支援対象を、地域における交流拠点とその他の活用に分類して検討する ○地域における交流拠点の整備については、1つの空き家を自治会や複数の団体により運営・維持管理していく方法や民間事業者との連携など、負担軽減策や人材確保について、地域や民間事業者等の意見を聴きながら検討を行う ○その他の活用については、アンケート調査や関係課ヒアリングなどにより市民のニーズを把握し、支援対象の範囲を検討する ○地域のために提供を希望された空き家と、空き家活用を希望する団体等のマッチング方法について、先進事例を踏まえながら検討を行う 		
期待される効果	<p>地域における交流拠点として空き家が活用されることにより、地域の活性化及び市民の安全・安心が確保される</p>		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	空き家の有効活用累計	0戸	3戸

改革課題	審議会等委員の女性委員の登用	担当課	女性生活課
現状・課題	<p>男女共同参画社会の実現のために、政策・方針決定に多様な意思を公平・公正に反映するために女性の参画が重要であることから、国において「指導的地位に女性が占める割合が令和2年までに30%程度になるよう期待する」としている。これまで、市内各分野で活躍している女性の情報を関係各課に提供し、女性委員の参画を働きかけた。市民に対しては、広報紙や男女共同参画講座などを活用し、女性が様々な方針の立案及び決定に参画していくための意識の醸成を図っているが、本市の審議会等における女性の参画率は23.17%（平成31年3月末日現在）と目標に達していない。</p> <p>今後も、目標達成にむけて、各方面への働きかけとともに、女性バンク登録者の最新の情報を各課に提供出来るよう、随時情報を更新する必要がある。</p>		
取組内容	<p>○市内各分野で活躍している女性の情報を収集し「女性バンク」の充実を図る。また、各課の委員改選時に審議会構成員の見直しについて理解を求めると共に、女性バンクの情報を提供し審議会委員への選定を働きかける。</p> <p>○市民に対して審議会委員の女性参画の重要性について、広報紙や男女共同参画講座などを活用し啓発する。</p>		
期待される効果	多くの分野に女性の参画を図ることで施策に幅広い視野を取り入れることができ、自立と協働のまちづくりに寄与することとなる。		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	審議会での女性委員参画率	23.17%	30%

改革課題	避難行動要支援者支援制度の支援体制の構築	担当課	生活安全課
現状・課題	自治会や民生委員等の地域の方々の協力のもと、65歳以上の一人暮らしの高齢者及び身体障がい者など、災害時に支援を必要とする人たちの安否確認や避難誘導などを支援している。しかし、高齢化や近所付き合いの希薄化により、支援の担い手が不足している。また、自治会では、自治会未加入者への支援体制が構築できないとの意見があり、地域と要支援者の関係づくりについて課題がある。		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災会の中に、避難行動要支援者支援班を組織するための支援をする。(自主防災会の組織体制の見直し) ○自主防災会の共助力を高めるため、地域の防災リーダーづくりを支援する。(防災士の資格取得の支援) ○避難行動要支援者に支援の程度を確認するため状況確認調査を実施する。 		
期待される効果	支援体制が構築でき、支援する側の負担が軽減され、災害時に機能的に制度が運用される		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	防災士資格取得者数	171名	250名 (1自主防災会あたり 3名程度)

改革課題	小地域ネットワーク事業の推進	担当課	高齢福祉課
現状・課題	<p>隣の方々に協力員となってもらい、日常的な見守りや声かけを行うことで、地域で孤立することなく、安心して生活できるような地域づくりに取り組んでいる。平成26年度には735ネットであったネット数は平成31年度には867ネットに増加した。市民には本事業の目的が日常的なさりげない「見守り」であるということは、理解していただいているが、何かあった場合の対応等について尻込みしてしまい、協力員になるのを拒んでしまう場合があり、見守りのなり手不足が課題である。また、小地域ネットワーク事業の役割を認識しつつ、地域になかなか溶け込めない高齢者に対し、何等かの形で見守りを行っていく必要がある。</p>		
取組内容	<p>○1年に1度、民生委員や自治会に対して「見守りの範囲」の具体例を示し、協力員を確保していく。</p> <p>○小地域ネットワークは緊急通報システム設置の前提条件となっているため、緊急通報システム事業の見直しとあわせて、小地域ネットワークの今後の方向性を検討し、小地域ネットワークの見直しを行う。</p>		
期待される効果	<p>協力員が見守り対象者の異変に気づくことにより体調悪化や孤独死の防止に繋がる。また普段の声掛けにより地域で孤立する高齢者を減らし、近所の見守り力が高まることで高齢者詐欺や空き巣被害などを防ぐ効果も期待できる。</p>		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	小地域ネットワーク組織数	867 ネット	947 ネット

改革課題	耕作放棄地の抑制	担当課	農政課
現状・課題	増加傾向にある本市の耕作放棄地を抑制するために、耕作放棄地流動化事業※や地理情報システム(県域統合型GIS※)の活用による耕作放棄地情報管理の検討などを行っているが、耕作放棄地解消面積は大きく伸びていない。		
取組内容	<p>○耕作放棄地が年々増加していることから、買ってもらえる農産物(ほしいも、特裁・特選ふくまる、食用甘藷、バインベリーなど)・必要とされている農産物の生産・知名度向上や飼料用米の生産を支援し、農業の経営所得が安定するよう対策を取ることで、農業の魅力が向上し、担い手や後継者が増え、担い手等に農地が集約されることで、耕作放棄地の増加抑制になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外での農産物のPR(イバラキセス等でのPR) ・勝田全国マラソン大会での農産物のPR ・主食用米の飼料用米への転換推進 ・耕作放棄地流動化事業の周知と補助金利用の推進 など <p>○耕作放棄地流動化事業を引き続き認定農業者※等の担い手農家に周知し、耕作放棄地の解消を進めていく。</p> <p>○農業委員会が行う遊休農地調査との連携を図り、耕作放棄地の実態把握に努める。実態把握した耕作放棄地について、耕作放棄地流動化事業補助金を利用して担い手等に耕作放棄地を解消してもらう。</p>		
期待される効果	<p>○認定農業者等の担い手への農地の集約</p> <p>○農家の経営所得の安定</p> <p>○耕作放棄地の増加の抑制</p>		
目標	指標	現状(平成30年度末)	目標(令和4年度)
	耕作放棄地流動化事業補助金対象面積(1年目)	1,900 m ²	5,000 m ²

※耕作放棄地流動化事業…市内の耕作放棄地を解消するため、補助金を交付し耕作放棄地の再生化及び流動化を図る事業。

※GIS(Geographic Information System)…地理情報システムの略で、地図とそれに関連する情報をもたせ、様々な地理情報を一元的に扱うことのできるシステム

※認定農業者…認定農業者制度(農業者が効率的で安定した魅力ある農業経営を目指して自ら作成する農業経営改善計画を市が認定し、計画達成に向けた取組を関係機関・団体が支援する仕組み。)における農業経営改善計画の認定を受けた農業者

改革課題	海岸の通年利用の促進	担当課	観光振興課
現状・課題	<p>本市を代表する観光資源である「海岸」のあり方については、市全体で協議すべき課題として、海岸エリアの事業者代表と後継者世代が海岸観光の目指すべき未来像を共有し、実現にむけて取り組むことを支援している。8回の準備会を経て「ひたちなか海岸エリア未来会議」が発足した。</p> <p>夏の海水浴期間だけでなく、1年を通した海岸の有効活用を望む事業者の実施を後押しするため、利用手続きの簡略化や利用相談等に対するレスポンスの迅速化等、利用環境の向上を図る必要がある。</p>		
取組内容	<p>○未来会議にオブザーバーとして参加するなど、海岸の通年利用に向けた取り組みを支援する。</p> <p>○管財課、公園緑地課、道路管理課の3課が所管する阿字ヶ浦海岸及び平磯海岸の実質の管理権を当課に移行し、利用手続きの簡略化や利用相談等に対するレスポンスの迅速化等、利用環境の向上を図り、通年利用を促進する。</p>		
期待される効果	<p>夏の海水浴期間だけでなく、1年を通して、人が集い、様々な活動が展開される海岸へと変革することで、賑わいを創出し、地域経済が活性化する。</p>		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	海水浴期間以外の通年利用の実績	1件（1か月）	3件（4か月） ※海水浴期間とあわせ、通算で半年分の有効利用を目指す

重点事項3 安全で住みやすい都市基盤の強化

No.19 重点事項3 安全で住みやすい都市基盤の強化			
改革課題	災害時の物資備蓄拠点整備		担当課 生活安全課
現状・課題	<p>市内各指定避難所には物置大の防災倉庫があるが、備蓄量に限界があるため、避難所運営が長引く際には、物資を追加補充する必要がある。</p> <p>さらに災害時には、支援物資に頼りながら避難所運営を行うが、災害時応援協定の自治体や事業所から届く大量の物資を受け入れる場所、物資を各避難所に配送するための荷捌き拠点が整備されていない。</p>		
取組内容	<p>○市内の指定避難所への物資の配送, 支援物資を受け入れやすい道路交通網に位置する市内馬渡に倉庫の建築予定地を確保し、拠点を整備する。</p> <p>○物資備蓄拠点における円滑な荷捌き方法や物資の配送などを検討し、災害時に備えた運営体制を整備する。</p>		
期待される効果	災害時における避難所への物資供給体制が確立される。		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	拠点の整備	—	拠点の運用開始

改革課題	空き家の発生抑制		担当課	市民活動課
現状・課題	<p>市に寄せられる空き家の相談件数は年々増加傾向にあり、所有者・相続人からの売買や解体など処分方法の相談件数が増加している。市への相談により関係機関の紹介を受けた所有者等は、関係機関から専門家・事業者の紹介を受けたのち、より具体的な解決方法の教示や必要経費の見積り依頼ができるようになるため、相談回数が負担となっている。また空き家無料相談会に参加できない所有者等があると想定されるため、相談機会の拡充について検討も必要である。</p> <p>さらに、空き家増加の要因として高齢化の進行による影響が大きいことから、高齢者などを対象者とした啓発・相談機会を確保する必要がある。</p>			
取組内容	<p>○相談者の負担軽減及び空き家無料相談会に参加できない相談者の相談機会の提供について、空家等対策推進協議会や関係機関等との協議を行い、所有者等が相談しやすい相談体制の整備について検討する。</p> <p>○高齢者との関わりが多い関係課・関係機関等と協議を行い、対象者の範囲や連携体制について検討を行う。</p>			
期待される効果	<p>放置される空き家の発生が抑制されることで、市民の生命や財産等の保護及び地域環境の保全につながる。</p>			
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）	
	所有者等からの相談数	72件	102件	
	高齢者への啓発	未実施	実施	

改革課題	中丸川流域における浸水被害軽減プランの推進	担当課	河川課
現状・課題	<p>近年、ひたちなか市では局地的な豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）が多発し、都市型水害が増加している。平成28年8月23日の豪雨では、流域内で床上浸水24戸、床下浸水149戸の浸水被害が生じた。</p> <p>このため、平成28年8月23日の降雨と同規模の降雨に対して、家屋の浸水被害と道路冠水の軽減を図るため「豪雨から市民を守る緊急治水計画」を平成29年4月に策定し雨水幹線の整備を進めてきた。</p> <p>さらに、緊急治水計画を発展させ、市民と企業の参画のもと、雨水幹線整備事業と河川改修事業を一体として整備を進めるために策定した「中丸川流域における浸水被害軽減プラン」が令和元年9月20日に100mm/h安心プラン※に登録されたところである。</p>		
取組内容	○豪雨から市民を守る緊急治水計画事業から中丸川流域における浸水被害軽減プランの事業に移行し、市民と企業の参画のもと、雨水幹線整備事業と河川改修事業を一体とした総合的な治水事業を実施し、中丸川流域における浸水被害の軽減を図る。		
期待される効果	雨水幹線整備事業と河川改修事業、地域住民や民間企業が一体となる総合的な治水対策に確実に取り組むことができ、平成28年8月23日の降雨と同規模の降雨に対して、家屋の浸水被害と道路冠水の軽減を図ることができる。		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	事業費ベースの進捗率（事業費/全体事業費）	0%	69.9%

※100mm/h安心プラン：短時間の局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）等に対して、住民が安心して暮らせるよう、河川と下水道のハード整備や住民の避難行動を支援するためのソフト対策により、住宅地や市街地の浸水被害等の軽減を図るため、国土交通省 水管理・国土保全局長が平成25年度に創設した登録制度。このプランに登録されることにより、国の支援を利用して効果的に整備を進めることができる。

改革課題	下水道事業経営の健全化	担当課	下水道課
現状・課題	<p>将来的に人口が減少することは明らかであり、現状のままでは下水道使用料の減少、維持管理コストの増加による経営状況の悪化は避けられない状況にある中、本市固有の課題であり、早期完了に向け動き出した土地区画整理事業と連動した下水道事業を展開するとともに、その一方で各施設の老朽化が顕在化しているため、新規整備と改築・更新を同時並行で進める必要がある。そのため、今後の新規整備については、効果的・効率的な整備に向けて、特に市街化調整区域については、市街化区域と連続し、少ない投資で一定の収益が見込める地域に限定するなど、計画区域を大幅に見直す必要がある。</p> <p>また、従来の5か年整備計画では、下水道普及率や「市債の残高を増やさない範囲」での年間整備量のみを示しているが、令和2年度以降は、官庁会計から企業会計に移行することから、企業会計にふさわしい経営目標等を立てた上で、整備計画、改築計画、財政計画を示す必要がある。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○経営戦略を策定し、企業会計にふさわしい健全な下水道事業経営を図る。 ○ひたちなか市下水道事業全体計画を抜本的に見直し、選択と集中による新たな整備目標を掲げ、現実的な下水道整備を実施するとともに、老朽化した各施設を適正に維持管理するため、ストックマネジメント計画に基づく改築・更新を実施する。 ○人口減少に伴う使用料収入の減少、施設老朽化に伴う更新改築時期の到来といった各汚水処理施設の運営環境の課題に対処するため、広域化・共同化について検討を進める。 ○今後の維持管理体制の脆弱化、技術伝承の困難、次世代技術者への過度な負担といった予想されるリスクへ対応するため、民間リソースの活用を含めた手法の導入について検討を進める。 		
期待される効果	<p>抜本的に全体計画を見直すことで、経営的な視点における整備目標を掲げることができることに加え、下水道整備区域、合併処理浄化槽設置推進区域といった、汚水処理施設整備区域を明確に示すことができる。</p> <p>ハード目標から経営目標に主眼をおくことで、将来にわたり、安定的に下水道事業を展開するために必要な方策が明らかになる。</p>		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	全体計画の見直し	—	見直し完了 （令和3年度）

改革課題	都市計画道路網の再構築	担当課	都市計画課
現状・課題	<p>本市では、73路線の都市計画道路を計画決定している。そのうち41路線（一部区間含む）は、計画決定から20年以上経過し、未完成の状態が続いている。未着手の計画路線の路線区間においては、都市計画法第53条により一定の構造や規模以上の建築物が建設できないといった建築制限が長期に渡り地権者に課されている。</p> <p>現在の計画を策定した当時は、開発等による市街地の拡大や人口増加等を前提に計画決定したが、近年の人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化や都市構造の変化など都市基盤に大きな変化が見られるなど、計画決定当時のまちづくりから大きな転換期を迎えている。</p>		
取組内容	<p>○令和元年度</p> <p>対象となる41路線については、都市計画道路の廃止、変更を念頭に、社会情勢の変化や都市構造の変化を分析し、将来自動車交通需要量を推計するとともに、今後のあるべき道路機能や代替道路の有無、事業性など検証を行い都市計画道路の改廃による見直しを進める。</p> <p>○令和2年度</p> <p>住民説明会等を開催し住民の意見を踏まえ、都市計画の変更手続きを進める。</p>		
期待される効果	本市の将来都市像に見合った都市計画道路網の再構築により、効率的かつ効果的な道路整備が可能となる		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	新たな都市計画道路網（案）による都市計画変更	対象路線の抽出	都市計画変更決定（令和3年度）

改革課題	公園空白地区への街区公園整備	担当課	公園緑地課
現状・課題	<p>本市における公園整備は、土地区画整理事業により確保した公園用地を計画的に整備してきたが、区画整理事業を実施していない市街化区域においては、まとまった規模の公園がなく、多くは開発行為による小規模な公園がまばらに設置されている。</p> <p>区画整理未整備地区の住民からは公園整備を強く要望されてきている。このため、既成市街地で1,500㎡以上のまとまった面積の街区公園がない地区を公園空白地区と定め、平成28年度より11地区を抽出し、自治会と候補地の選定等を行ってきた。平成30年度に公園空白地対策事業の第1号となる堀口公園を整備し、他の地区については、今後10年間を目途に計画的に整備を進める。</p>		
取組内容	<p>対象自治会への説明会を毎年実施し、公園整備における情報を共有する。また、整備においては、地元自治会が公園用地選定・取得や維持管理を行う体制が整っているなど積極的な姿勢であることや、用地確保が早急に必要で、地区外の周辺にも広場等がない区域などを優先する。</p>		
期待される効果	<p>○区画整理未整備地区の住民からの公園整備要望に応えられる。</p> <p>○公園整備より以下の効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子育て支援機能：子どもの健全な育成効果 ② 絆の確保：地域のコミュニティ活動，参加活動の場 ③ 高齢者の活動：心身の健康の維持増進効果等 ④ 防災機能：災害時の避難地，延焼防止等 ⑤ 心理的効果：美しく潤いのある都市景観，緑による心の安らぎ等 		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	公園空白地区に整備した公園の数	1公園	5公園

改革課題	土地区画整理事業の推進 (都市計画道路の重点整備)	担当課	区画整理事業所
現状・課題	<p>現在施行中の土地区画整理事業7地区について、全体事業費の抑制と事業期間の短縮を目的とする事業見直しに取り組み、平成30年度までに6地区の見直しが終了し、残る阿字ヶ浦地区については、事業計画変更の事務手続きのみで令和元年度内に終了予定である。</p> <p>現在、7地区内に新設計画されている都市計画道路22路線の平成30年度末での全線開通は、8路線のみである。各路線において中抜けなど、都市計画道路間が結ばれていない地区もあり、地域間の交通ネットワークとなる都市計画道路としての機能を果たしていない。</p> <p>整備地区土地利用の促進と地域の魅力を高めるため、都市計画道路の整備を計画的かつ重点的に実施する必要がある。</p>		
取組内容	<p>○新設する都市計画道路の有効利用を図るための整備目標として、令和6年度までに新たに7路線を開通し、地区内の都市計画道路間を連結する。(事業量ベース進捗率：82%)</p> <p>【地区別の開通目標年度(7路線)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部第2地区・向野西原線の開通(令和3年度) ・佐和駅東地区・高場高野線と佐和停車場高野線の連結(令和4年度)、駅前交通広場整備(令和5年度) ・武田地区　　・武田市毛線の開通(令和3年度) ・六ッ野地区　・東石川六ッ野線(令和元年度)、東石川高野線の開通(令和4年度) ・阿字ヶ浦地区・阿字ヶ浦北通り線の開通(令和6年度) ・船窪地区　　・和田町常陸海浜公園線(令和元年度)、船窪和尚塚線の開通(令和6年度) <p>○都市計画道路沿線を中心に街区整備を進め、土地利用を促進する。</p>		
期待される効果	<p>○地域間の交通ネットワークが構築され、都市全体としての魅力が高まる。</p> <p>○都市計画道路沿線を中心とする周辺街区の整備により、民間活力を利用した商業施設や医療施設などの都市機能が促進される。</p> <p>○生活しやすい環境が整うことで宅地需要が高まり、事業の根幹である保留地販売が促進できる。</p>		
目標	指標	現状(平成30年度末)	目標(令和4年度)
	事業量ベース進捗率	57%	77%

改革課題	災害時の応急給水体制の強化	担当課	水道総務課・ 業務課・工務課
現状・課題	<p>災害により断水が発生した際の対応として、自主防災会との協働による、0.5 m³フレキシブルタンクを用いた応急給水体制を構築している。</p> <p>また、水道事業所OB職員の中から災害時協力員を選任・委嘱し、専門知識を活かして災害時の初動対応に当たる災害時協力員制度を構築した。しかし、OBには災害時に地域での活動の要となる自治会等の役員を務めるものも多く、大量退職世代の高齢化もあり、災害時協力員として協働を図れる人員には限りがある。</p>		
取組内容	<p>○自主防災会に対し、機材の使用方法や制度についての啓発活動を実施し、災害時の自主給水活動に備える。</p> <p>○災害時協力員制度については、継続して協力の承諾を得られる人員の確保に努め、防災訓練を実施する。</p>		
期待される効果	災害時の迅速な応急給水及び給水復旧への対応強化		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	訓練実施自主防災会数	24団体	30団体

改革課題	耐震性の高い配水管への更新	担当課	工務課
現状・課題	<p>事業拡張期である昭和 50 年代に埋設した配水管の多くは、法定耐用年数（40 年）を超え、老朽化が進んでいる。効率的な更新のために、配水管網※の評価に基づいて更新の優先順位を定めた管路更新計画に沿って、耐震管への布設替えを行い、耐震化率の向上を図っている。</p> <p>また、配水管の更新は長期的な事業であることから、水道事業の財政運営に過度の負担を与えることのないよう、財政措置を講じる必要がある。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した配水幹線の計画的な更新 ○管路のダウンサイジング，水圧及び残留塩素の適正化 ○計画的な管路更新を可能とする財政措置 		
期待される効果	水道水の水質向上と安定供給		
目標	指標	現状（平成 30 年度末）	目標（令和 4 年度）
	配水管の耐震化率	44.0%	47.3%

※管網…給水区域内に網の目のように布設された配水管の配置のこと。各家庭に適正な水圧で安定的に給水し、非常時においても水の供給を継続できるように整備されている必要がある。

重点事項 4 自立的で持続可能な財政基盤と効率的な行政運営の確立

No.28	重点事項 4 自立的で持続可能な財政基盤と効率的な行政運営の確立		
改革課題	ひたちなか地区への企業誘致促進と 茨城港常陸那珂港区の利用促進	担当課	企画調整課
現状・課題	<p>自主財源確保のための企業誘致促進について、ひたちなか地区では、都市ゾーンを中心とした地区への商業集積や、常陸那珂工業団地への産業集積が進んできた。当面の利用を留保するとされていた国有地についても、平成 18 年に茨城県、ひたちなか市及び東海村が策定した「ひたちなか地区留保地利用計画（平成 29 年改訂）」に基づき、計画的に有効利用を図ることとしている。引き続き、ひたちなか地区のまちづくりの理念に基づき、計画的に都市機能や産業基盤の誘導を図る必要がある。</p> <p>また、茨城港常陸那珂港区は、コンテナ貨物の取り扱いや完成自動車の輸出が順調に伸びており、中央埠頭地区の埋め立て及び岸壁の整備が進められている。国内外の大型クルーズ船の寄港も増加しており、物流に加えて、観光クルーズ誘致による港湾の利用促進が期待されている。</p>		
取組内容	<p>○企業誘致に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種セミナーに出席し、ひたちなか地区の充実した物流インフラや地理的優位性、税制優遇制度等の P R を行う。 ・ひたちなか地区への立地意向に関するアンケート調査を実施するとともに、企業訪問・ヒアリングを実施し、ニーズに関する調査分析に基づく誘致活動を行う。 <p>○地元雇用の創出に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひたちなか地区に立地する企業による地元採用を促進するため、立地企業と市内高校等の進路指導担当教諭による情報交換会を実施する。あわせて採用後のフォローアップを行う。 <p>○常陸那珂港区の利用促進に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種セミナーに参加し、常陸那珂港区の航路状況やコンテナ貨物集荷促進などの優遇制度について P R を行う。 ・船社、荷主、クルーズ運行会社等に対するポートセールス活動を実施する。（常陸那珂港振興協会主催） 		
期待される効果	<p>○新規企業の立地に伴う固定資産税、法人市民税の増加</p> <p>○雇用創出による定住の促進や個人市民税の増加</p> <p>○常陸那珂港区への外国船入港の増加に伴う特別とん譲与税など税収の増加</p>		
目標	指標	現状（平成 30 年度末）	目標（令和 4 年度）
	ひたちなか地区における固定資産税等税収の合計額	1,493 百万円	1,907 百万円

改革課題	市職員へのマーケティング思考の定着	担当課	企画調整課
現状・課題	<p>国全体で人口減少が進む中、地方都市が活力を維持するためには、まちの新たな価値を創造し、交流人口や関係人口を拡大するとともに、定住人口の維持を図ることが必要となっている。施策の立案にあたっては、従来の住民アンケート等による意識調査では把握しきれない潜在的なニーズを明らかにするなど、調査・分析を強化し、様々な課題を整理しながら、効果的な施策を効率よく導き出すことが求められている。</p>		
取組内容	<p>調査・分析の強化や、効果的な施策立案のために、民間のマーケティング手法を取り入れる。専門知識を持つ民間事業者と連携して課題解決に取り組み、実務の中で経験を積み重ねることや、庁内セミナーを受講してマーケティングの基礎を学ぶことを通じて、職員にマーケティング思考の定着を図る。</p>		
期待される効果	<p>達成すべき目的のために「誰に、どんな価値を、どのようにして提供していくか」という基本的な考え方を常に意識する職員が増えることで、選択と集中による効率的かつ効果的な施策展開が期待できる。</p>		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	庁内セミナー 延べ受講者数	0人	120人

改革課題	新たなICT*の導入による市民サービスの向上	担当課	情報政策課
現状・課題	<p>ICTの活用について、多様化する市民ニーズに対応するため、これまで、県及び県内市町村が共同運用している「電子情報・届出システム」や「公共施設予約システム」の導入など、手続きの簡素化や効率化に取り組んできた。</p> <p>また、行政事務は、社会情勢の変化に伴い分野横断的な連携が不可欠になるなど、複雑化、高度化が進んでいる。このためICTを活用して事務の効率化、省力化を図り、マンパワーを住民サービスの向上に効率的に振り向けることが求められている。</p>		
取組内容	<p>○AI*、RPA*の導入が考えられる対象業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的情報処理業務：データ入力、計算、メール自動送信など ・特定ルールによる大量処理業務：大量データの解析業務など ・市民、企業等外部との接点業務：窓口業務、苦情処理、案内業務など <p>これらの業務について、各所管課においてAIやRPAの導入により仕事の効率化が見込まれる業務の洗い出しを行い、費用対効果を検証したうえで、導入に取り組む。</p>		
期待される効果	AIやRPAの導入による業務の効率化によって、住民サービスの向上のための新たな施策展開にマンパワーを集中できる。		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	AI、RPA等の導入件数	—	6件

*ICT…Information and Communication Technologyの略で、多くの場合「情報通信技術」と訳され、ITの「情報技術」に加えて情報の伝達「コミュニケーション」を含めた言葉

改革課題	市税収納対策の推進	担当課	収税課
現状・課題	<p>市税は、一般会計歳入予算の約43%を占め、市政運営における貴重な財源であり、また、税負担の公平性の観点から収納対策の推進に努めている。引き続き厳しい財政状況の中、自立したまちづくりを展開していくためには、安定した財政基盤の確保が重要な課題である。これまでの取り組みにより、市税収納率は高い水準に達していることから、平成30年度収納率の98.6%の維持を目安に、引き続き収納対策に取り組む。また、キャッシュレス決済が進展する中、納税者の利便性と収納率の向上を図るため、更なる納税環境の整備が必要である。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○滞納処分を執行するための財産調査は、主に文書照会を実施しているが、金融機関を対象とした預金照会は件数も多いため、データ伝送により一括して安全で迅速に行うことができる預金照会システムの導入を検討する。 ○キャッシュレスで何時でも何処でも納税できる環境を整えるため、スマートフォンのアプリを利用した決済システムの導入を検討する。 ○納税者の利便性向上のため、口座振替不能者について再振替を実施する。また、督促状により納付することが出来るよう納付書機能を追加する。 		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○税収確保により財政基盤が安定する ○税負担の公平性が保たれる 		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	市税収納率	98.6%	98.6%

改革課題	市民ニーズに迅速・的確に応えられる 人材の確保・育成の推進	担当課	人事課
現状・課題	<p>市民との協働による市政運営をより円滑に進めるため、意欲、協力・協働性、対人対応力などの資質を備えた人材の確保を目指し、多種類の選考方法（筆記試験、集団討論、階層別面接など）を組み合わせた人物重視の採用を実施している。</p> <p>また、市民ニーズに迅速・的確に応えられる職員を育成するとともに、組織全体の能力向上を図るため、「ひたちなか市人財育成プラン」に基づき、職層に応じて必要な知識・技能等を習得する階層別研修、高度に専門的な業務遂行能力を習得する政策課題研究研修や公的専門研修機関への職員派遣などを実施している。あわせて、職員の能力育成と組織の活性化を図り、公平性・納得性のある人事管理を行うことを目的に人事評価を実施している。</p> <p>人事評価制度は、職員の能力を最大限に活用し、引き出すためにも有効なツールであるが、評価者、被評価者を含めた全ての職員の人事評価制度に関する理解度に差がある。人事評価制度への認識を高める必要がある。</p>		
取組内容	<p>○採用選考は、募集する職種に応じて、多種類の選考方法から複数の方法を組み合わせて実施する。また、採用の形態については新卒採用に偏ることなく、社会人経験者を含めた幅広い人材から選考し、効率的な行政運営に応えられる人材の確保を図る。</p> <p>○研修については、引き続き階層別研修や実務研修、派遣研修など多様な研修機会を提供し、職員に必要な能力の向上を図る。また、職員の意識改革に必要な研修システムを引き続き検討・構築する。</p> <p>○人事評価制度についても研修会等を実施し、評価者・被評価者ともに制度に触れる機会を設け、制度の目的と必要性の理解と、的確な評価技術の習得を推進する。また、現行の運用（育成、昇任、給与等）の中で十分に活用されていない分野について、運用方法を整理し、公平性、納得性の高い制度の構築を図る。</p>		
期待される効果	市民ニーズに迅速・的確に応え、市民との協働のまちづくりを推進することができる職員が育成されることにより組織全体が活性化する。		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	人財育成プランの推進	—	活力にあふれた 職場環境の創出

改革課題	効率的な組織の構築と事務の効率化の推進	担当課	人事課
現状・課題	本市は市民と協働のまちづくりを行ってきたが、近年の社会情勢の変化のなかで、従来の手法では解決が難しい行政課題が増加している。新たな行政需要に迅速かつ的確に対応できる組織体制の構築が必要である。また、高度化・多様化する行政需要のために事務量の増大も懸念される。人員の適正な配置とともに、事務効率の向上も課題である。		
取組内容	<p>○高度化する行政課題などに対し、迅速かつ的確に対応できる機能的で弾力的な組織づくりを継続して推進する。</p> <p>○事務事業の見直しやICTの活用、民間活力の導入の検討などにより事務処理の効率化を図り、安定した行政サービスを維持できる体制を整備する。</p>		
期待される効果	効果的かつ効率的な行政運営の実現		
目標	指標	現状（平成30年度末）	目標（令和4年度）
	行政需要に応じた組織体制の構築	9部54課51係	機能的で弾力的な組織の構築

資 料

平成 6 年 11 月 1 日

訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 行財政運営の効率化、革新等に係る諸問題の解決を期し、社会経済情勢の変化に即応する市政の実現を推進するため、ひたちなか市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、水道事業管理者、市長事務部局の部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、水道事業所長、農業委員会事務局長及び監査委員事務局長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が招集し、会議を主宰する。

2 本部の会議の進行は、総務部長が行う。

(関係者の出席)

第 6 条 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の関係者を会議に出席させることができる。

(部会)

第 7 条 本部に、本部員が所管する部門を単位に当該名称を付した、行革専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

2 部会には、部会長及び部員を置き、部会長には、当該部会の本部員をもって充て、部員には、課長(相当職を含む。)以上の者をもって充てる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

4 部会は、本部から付託された事項及び当該部会自らが改革すべき事項について調査検討し、その結果を本部に報告しなければならない。

(幹事会)

第 8 条 本部と部会の調整及び各部会の改革すべき事項を取りまとめるため、行政改革幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(庶務)

第 9 条 本部の庶務は、総務部人事課において処理する。

(職員の協力義務)

第 10 条 職員は、本部の目的が達成されるよう積極的な協力を行い、その成果を高めるよう努めるものとする。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

付 則(平成 7 年訓令第 24 号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 8 年訓令第 11 号)

この訓令は、農業委員会事務局設置の日から施行する。

付 則(平成 10 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 15 年訓令第 6 号)

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年訓令第 12 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年訓令第 9 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年訓令第 3 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年度行政改革推進本部員名簿

(ひたちなか市行政改革推進本部設置規程第3条)

	役職	氏名
本部長	市長	大谷 明
副本部長	副市長	永盛 啓司
本部員	水道事業管理者	村上 剛久
”	教育長	野沢 恵子
”	企画部長	小倉 健
”	総務部長	高田 晃一
”	市民生活部長	海埜 敏之
”	福祉部長	湯浅 博人
”	経済環境部長	井坂 健一
”	建設部長	川崎 昭人
”	都市整備部長	堀川 滋
”	会計管理者	白石 好浩
”	水道事業所長	栗田 正義
”	議会事務局長	黒澤 浩
”	教育次長	福地 佳子
”	農業委員会事務局長	大山 文朗
”	監査委員事務局長	湯浅 和直

○ひたちなか市行政改革推進委員会設置要綱

平成 7 年 8 月 4 日

訓令第 23 号

(設置)

第 1 条 ひたちなか市行政改革大綱を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、ひたちなか市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革の進行管理に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 前条の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を運営し、総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成 10 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 15 年訓令第 14 号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 平成 17 年 3 月 31 日以前にひたちなか市行政改革推進委員会設置要綱第 3 条第 2 項の規定により委嘱された委員の任期は、改正後のひたちなか市行政改革推進委員会設置要綱第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

付 則(平成 17 年訓令第 11 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成 20 年訓令第 3 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成 21 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

ひたちなか市行政改革推進委員会委員名簿

委嘱期間 令和元年 8 月 7 日～令和 3 年 8 月 6 日

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
各種団体の代表	鈴木 誉志男	産業経済団体の代表者 (ひたちなか商工会議所 名誉会頭)
	中村 弘行	福祉団体の代表者 (ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会 会長)
	成瀬 福次	自治会等の代表者 (ひたちなか市自治会連合会 副会長)
	高島 洋平	市民活動団体の代表者 (NPO法人：未来ネットワーク ひたちなか・ま 理事長)
	川又 武司	コミュニティ組織等の代表者 (ひたちなか市コミュニティ組織連絡協議会 会長)
	菅原 佳江	女性団体の代表者 (ハーモニーひたちなか 会長)
	村手 俊之	産業経済団体の代表者 (株日立製作所 ビルシステムビジネス ユニット 水戸総務部 部長)
	石田 厚子	教育団体の代表者 (ひたちなか市教育委員会 委員)
	川崎 裕弥	青年団体の代表者 (ひたちなか青年会議所 理事長)
その他市長が適 当と認める者	今川 奈緒	学識経験者 (茨城大学人文社会科学部法律経済学科 准教授)

